

船舶のエネルギー効率に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

船舶のエネルギー効率に関する事項

改正理由

2011 年 7 月に採択された MARPOL 附属書 VI の改正に伴い、2013 年 1 月 1 日より国際航海に従事する船舶に対し、エネルギー効率設計指標（EEDI）及びエネルギー効率管理計画書（SEEMP）に関する要件が適用されている。

当該要件に関し、2012 年 10 月に開催された IMO 第 64 回海洋環境保護委員会 (MEPC64)において、EEDI 規制値が適用される新造船の定義及び SEEMP の所持が要求される時期等を明確にした MARPOL 条約附属書 VI の統一解釈が承認され、MEPC.1/Circ.795 として回章されている。また、2013 年 5 月に開催された MEPC65 において、同統一解釈のうち、SEEMP 所持要件の適用対象に関する解釈がさらに改正される旨合意された。

今般、MEPC.1/Circ.795 及び MEPC65 の審議結果に基づき関連規定を改めた。

改正内容

- (1) EEDI 規制値の段階基準として用いられる各フェーズに該当する新造船の定義を追加した。
- (2) 船舶の「主要な改造」の定義に対する解釈を追加した。
- (3) SEEMP に関する要件の適用対象を改めた。
- (4) SEEMP の記載方法及び検査時期に関する規定を改めた。